

土地の所有者には盛土等を行う土地を 適正に管理する義務があります

～長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例～

盛土等による土砂等の崩落等による災害の発生を防止するため、「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例」を制定しました。この条例により、令和5年1月1日以降に行う一定規模以上の盛土等については、原則、知事の許可が必要になります。

1 許可が必要な盛土等

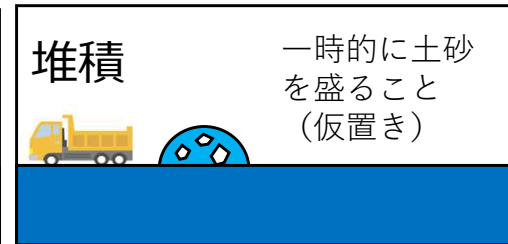
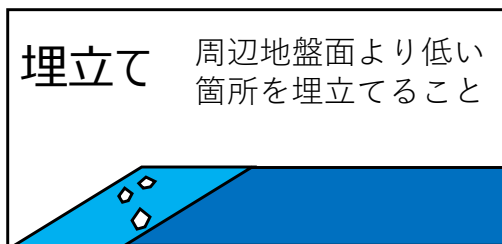
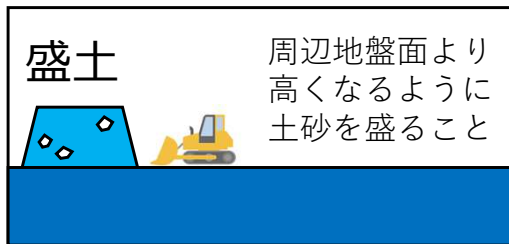
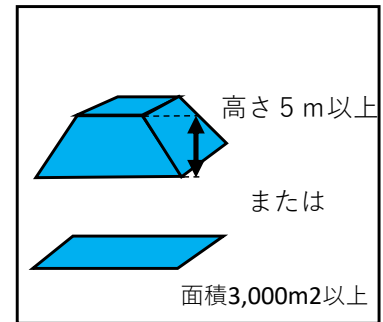
○許可の対象

- ・ **面積が3,000m²以上**又は**高さが5 m以上**の盛土等

○許可が不要な盛土等

- ・ 国、地方公共団体等が発注し、又は自ら行う盛土等
- ・ 法令又は条例の規定に基づく行政庁の許可等による盛土等
- ・ 非常災害のために必要な応急措置として行う盛土等
- ・ 高さが1 m以下の盛土等

○対象となる盛土等



2 土地の所有者の責務と罰則

○土地の所有者の責務

- ・ 所有する土地において不適正な盛土等が行われないう努めるとともに、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために**当該土地を適正に管理するよう努めなければなりません。**

○土地の所有者の同意

- ・ 盛土等を行うために知事の許可を受けようとする者に求められたときは、**土地の所有者が盛土等に同意するか否かを判断することとなります。**

○施工状況の確認

- ・ 盛土等に同意をした**土地の所有者は、盛土等の施工状況の確認を少なくとも3月に1回行わなければなりません。**
- ・ 許可の内容と明らかに異なる盛土等が行われていることを知ったときは、直ちに、盛土等を行う者に盛土等の中止又は原状回復を求め、県に報告しなければなりません。

○土地の所有者に対する勧告・命令及び罰則

- ・ 施工状況の確認又は県への報告を怠った土地の所有者は、県から当該盛土等に関して必要な措置を講ずるよう、**勧告・命令を受ける場合があります。**
- ・ 命令に違反した者は、**6月以下の懲役又は50万円以下の罰金**に処されます。

お問い合わせ先 長野県建設部砂防課

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 TEL: 026-235-7316 FAX: 026-233-4029

条例の概要図

土砂等の盛土等を行う者

面積3,000m²以上又は高さ5m以上

面積3,000m²未満かつ
高さ5m未満

許可
【第8条】

【適用除外】

- ・国等が発注し、又は自ら行う盛土等
- ・他法令等の許認可等に基づく盛土等
- ・災害対応のための盛土等

許可不要

無許可盛土等

罰則

- ・土地所有者の同意【第9条】
- ・周辺住民への周知【第10条】
- ・許可申請手続き【第11条】
- ・市町村長の意見聴取【第12条】
- ・許可基準【第13条】

許可申請

- ・手数料納付【第33条】
新規許可：55,000円
変更許可：34,000円
譲受け許可：34,000円

変更等の手続き

- ・変更【第19条】
- ・譲受け【第20条】
- ・地位の承継【第21条】

土砂等の盛土等

- ・管理責任者設置【第15条】
- ・標識、境界標の設置【第16条】
- ・土砂等管理台帳作成、土砂量報告【第17条】
- ・関係図書保存【第24条】
- ・土砂等搬入禁止区域の指定【第27条】

- ・土地所有者の施工状況の確認【第25条】

完了

- ・完了届【第18条】
- ・県の確認【第18条】

行政処分

措置命令又は停止命令
【第22条】

- ・緊急の必要がある場合
- ・基準不適合が認められた場合（施工中）

措置命令【第22条】

- ・無許可で盛土等を行った場合
- ・基準不適合が認められた場合（完了後・許可取消後）

許可取消【第23条】

- ・許可不正取得
- ・欠格要件該当
- ・3年間未着手
- ・1年以上継続し中断
- ・命令違反

停止命令【第23条】

- ・許可条件違反
- ・許可を受けずに変更
- ・管理責任者設置違反
- ・標識等設置違反
- ・土砂等台帳作成違反
- ・土砂量報告違反

（無許可盛土等）
2年以下懲役
又は
100万円以下罰金
【第36条】

（命令違反等）
1年以下懲役
又は
100万円以下罰金
【第37条】

（土地所有者に対する命令違反等）
6月以下懲役
又は
50万円以下罰金
【第38条】

（その他違反）
50万円以下罰金
【第39条】
30万円以下罰金
【第40条】

両罰規定
【第41条】